

【会議の概要】

会 議 名：平成 29 年度第 1 回加古川市障害者施策推進協議会

日 時：平成 29 年 6 月 22 日（木）午前 10 時 30 分から正午まで

場 所：加古川市民会館 大会議室

議 題：障害福祉計画及び障害児福祉計画について

出 席 者：委員 8 名、市（事務局）12 名

※委員 1 名は所用のため欠席

公開・非公開の別：公開（傍聴人 1 名）

【協議の概要】

平成 30 年度を初年度とする第 5 期加古川市障害福祉計画及び第 1 期加古川市障害児福祉計画について事務局より説明を行った。

（1）計画の概要

事務局より計画の概要を説明。

（2）計画の内容

事務局より、市の成果目標を設定することや、成果目標が実現できるようにするための障害福祉サービスや地域生活支援事業の今後 3 年間の利用量を見込むことを説明。

（3）国指針の主な改定内容

事務局より、第 4 期障害福祉計画策定時の国指針からの変更点を説明。

（4）国指針の成果目標の改正内容（市の成果目標関係分）

事務局より、国の指針にて定められている 5 つの具体的指標の改正と、その他の改正について説明。

（5）計画策定スケジュール

事務局より、計画策定までの事務（アンケート実施、当事者団体へのヒアリング実施、パブリックコメントの実施）と施策推進協議会の開催予定等について説明。

以 上

司会：事務局、 議長：会長

1 協 議

（1）計画の概要

[事務局]

障害福祉制度では、自己決定、自己選択の観点から、サービスを利用するという「契約」の仕組みが、制度改正の変遷の中で導入されました。これにより、障害者が、サービスを利用しながら地域の中で自分らしく生きるという共生社会を目指すうえで、利用者のニーズを見込みながら、「サービスを提供する側の体制が適切に整備されていくこと」が必要となりました。

このことに対して、障害者総合支援法の中で、サービスの提供体制を計画的に整備するために地方公共団体に計画の作成が義務付けられました。

この計画は、国の指針に基づき 3 年ごとに全国一斉に作成するものであり、平成 18 年度を第 1 期として、今年度は第 5 期目の計画を策定します。

さらに、児童福祉法の改正により、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援等についても

この度初めて計画を策定するよう義務付けられたので、第1期障害児福祉計画を第5期障害福祉計画と一体的に策定します。

また、策定にあたっては、国から示された指針に基づき策定しますが、その中で昨年度に策定した加古川市障がい者基本計画との整合を図ります。

※根拠法令 障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項

(2) 計画の内容

[事務局]

①【成果目標】

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するために、計画期間の3年間での具体的な数値目標を定めます。

②【障害福祉サービス】

成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を見込み、目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標を定めます。また、その見込み量を確保するための3年間で取り組んでいく方策を定めます。

③【地域生活支援事業に関する事項】

障害福祉サービスと同様に、実施する事業の内容や各年度ごとの量の見込みや、見込み量確保のための方策を定めます。

(3) 国指針の主な改定内容

[事務局]

①【地域における生活の維持及び継続の推進】

地域における生活の維持及び継続の推進を図るために、地域生活支援拠点の整備を一層進めること及び基幹相談支援センターの設置促進に向けて都道府県が市町村に対して積極的に働きかけを行うことについてなど、基本指針に追加されました。

②【精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことが追記されました。

③【就労定着に向けた支援】

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う就労定着支援のサービスが創設されることをふまえ、職場定着率が成果目標に追加されました。

④【障害児のサービス提供体制の計画的な構築】

児童福祉法の改正により障害児福祉計画の作成が義務付けられたことから、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築することや、医療的ニーズへの対応を目指し、医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等について、基本指針に追加されました。

⑤【地域共生社会の実現に向けた取組】

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、専門的な支援をする者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取組みを計画的に推進すること等について、指針に追加されました。

⑥【発達障害者支援の一層の充実】

地域の実情に応じた発達障害者支援の体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置が重要であることや、発達障害者支援センターの複数設置などについて、基本指針

に追加されました。

(4) 国指針の成果目標の改正内容（市成果目標関係分）

[事務局]

①【施設入所者の地域生活への移行】

改正前：平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上が平成 29 年度末までに地域生活に移行

平成 25 年度末時点の施設入所者数を平成 29 年度末までに 4%以上削減

改正後：平成 28 年度末時点の施設入所者の 9%以上が平成 32 年度末までに地域生活に移行

平成 28 年度末時点の施設入所者数を平成 32 年度末までに 2%以上削減

②【精神障害者にも対応した地域包括システムの構築】

改正前：国指針に市関係分記載なし

改正後：平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（単独または共同設置）（新設）

③【地域生活支援拠点等の整備】

改正前：平成 29 年度末までに 1 箇所整備

改正後：平成 32 年度末までに 1 箇所整備

④【福祉施設から一般就労への移行】

改正前

・平成 29 年度中に平成 24 年度実績の 2 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行

・平成 29 年度末時点の就労移行支援事業利用者数を平成 25 年度末利用者数から 6 割以上増加

・平成 29 年度末時点の就労移行支援事業利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

改正後

・平成 32 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から一般就労へ移行

・平成 32 年度末時点の就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度末利用者数から 2 割以上増加

・平成 32 年度末時点の就労移行支援事業利用者のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

・就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 8 割以上（新設）

⑤【障害児支援の提供体制の整備等（新設）】

改正前

国指針への記載なし

改正後

・平成 32 年度までに児童発達支援センターを 1 箇所以上設置（単独または共同設置）

・平成 32 年度までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

・平成 32 年度までに重症心身障害児を支援する事業所（児童発達支援及び放課後等デイサービス）を 1 箇所以上確保（単独または共同確保）

・平成 30 年度末までに医療的ケア児支援の協議の場の設置（単独または共同確保）

⑥【その他】

改正前

国指針への記載なし

改正後

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

(5) 計画策定スケジュール

[事務局]

7月に障害福祉サービス等のニーズ調査のためのアンケートを実施します。アンケート内容は、前回の第4期計画で使用したものをベースとしており、設問の構成は、①本人や障害の状況、②生活の状況、③障害福祉サービスの利用、④相談、⑤権利擁護としております。

このアンケートは、障害者手帳所持者から無作為抽出した2,000名の方に送付します、回答率は50%を見込んでいます。

また、同時期に障がい者団体とのヒアリングも実施し、ニーズの把握を行います。

8月中旬以降になりますが、第2回施策推進協議会を開催し、成果目標の具体的な数値目標値を示し、ご意見をいただきたいと考えています。目標値を決めるにあたっては、現状のサービス利用者の状況、アンケート、ヒアリング等によるニーズなどを把握したうえで、目標値を設定します。

10月には第3回協議会を予定しており、成果目標を達成するために必要なサービス等の見込み量を示し、目標を達成するために必要な方策についてご意見をいただく予定です

11月には計画についてのパブリックコメントを実施します。

12月は第4回目の協議会を予定しており、主にパブリックコメント結果の報告を行います。

本計画は2月に策定予定であり、策定後開催する第5回協議会にて報告します。

[委員]

アンケート調査票11ページの④行動援護と⑤重度障害者等包括支援は現在利用者がいないため、斜線がされているが、これはサービスを提供できる事業所が無いことが理由でしょうか。

[事務局]

④行動援護は、サービス提供事業所はありますが、これに代わるものとして移動支援があるため、現在市内の利用者はいません。また、⑤重度障害者等包括支援は、市内に事業所が無いため利用者がいない状況です。

(6) その他

[事務局]

加古川市手話言語及び障害者コミュニケーション促進条例の紹介（平成29年4月1日施行）

加古川市障がい者基幹相談支援センターの紹介（平成29年9月1日開設）

加古川市合理的配慮の提供の促進に係る助成事業の紹介（平成29年6月20日開始）

[委員]

加古川市合理的配慮の提供の促進に係る助成事業のPRはどのようにして行っていく予定ですか。

[事務局]

市ホームページや市広報誌への掲載はすでに行っていますが、それだけでは不十分であると考えています。今後は、事業者と連携のある商工会議所や医師会などにも協力を仰ぎたいと考えて

います。

2 事務連絡

[事務局]

今年度は本協議会を5回開催する予定です。お手元に次回の協議会の日程調整票をお配りしておりますので、6月28日までに事務局までFAXにてご回答ください。また、アンケート調査票に対するご意見をいただきたいと思っておりますので、こちらも6月28日までにFAXにて事務局まで回答ください。

3 閉 会

以 上